相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内三丁目二一番、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目二一番六号
被相続人　亡　武藤　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
名古屋市中区丸の内二丁目八番一一号セブン丸の内ビル四階　浅賀法律事務所
相続財産清算人　弁護士　坪井　梨奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣市根尾松田四一八番地一、最後の住所愛知県稲沢市国府宮一丁目一〇番一四―四〇三号
被相続人　亡　井上　政司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
愛知県一宮市栄三丁目八番一七号レヴァンテビル　名城法律事務所一宮事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　駿介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区松尾木ノ曽町五二番地三〇、最後の住所京都市西京区松尾木ノ曽町五二番地の三〇
被相続人　亡　丹羽　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階　弁護士法人みやこ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　片山　美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区北江口一丁目五番、最後の住所大阪市東淀川区南江口一丁目二番八七号コミュニティホームあんり南江口
被相続人　亡　阪口　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
大阪市北区西天満二丁目六番八号堂ビル八一二号室
相続財産清算人　弁護士　松本　昭人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区御幣島二丁目二一番、最後の住所大阪市西淀川区大和田四丁目一一番六号　特別養護老人ホームほなみ
被相続人　亡　寺川タミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
大阪市西区立売堀一丁目四番一二号立売堀スクエアビル三階
相続財産清算人　弁護士　吉田　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市旭町和田八七九番地、最後の住所大阪府堺市堺区浅香山町一丁五番二八号
被相続人　亡　原田　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
大阪市中央区瓦町三丁目四番九号フカキ瓦町ビル三階
相続財産清算人　弁護士　堀　政哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚住町中尾二三一番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町中尾二三一番地
被相続人　亡　大西　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　有年　麻美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市平荘町神木二八九番地、最後の住所兵庫県加古川市平荘町神木二八九番地
被相続人　亡　木下　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号　菅尾・岩見法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中木　基裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

香川県高松市藤塚町二丁目六番、最後の住所香川県高松市香川町大野一六二一番地二
被相続人　亡　中原　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
香川県高松市春日町七七四　高松春日法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金藤　邦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北宇和郡鬼北町大字奥野々一三二〇番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田六八八番地
被相続人　亡　行定　功郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
愛媛県松山市本町四丁目七番地五　相続財産清算人　高橋　佳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市鴻巣五八二番地、最後の住所愛媛県宇和島市住吉町二丁目二番三一号
被相続人　亡　内桶　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
愛媛県松山市南堀端町五番地一　相続財産清算人　司法書士　浦田　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区御開三丁目三三番、最後の住所北九州市八幡西区御開三丁目三三番四五号
被相続人　亡　岡　卯一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
北九州市八幡西区黒崎三丁目九番一八号ＥＣＳ第25ビル二〇一号室　松下法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松下　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区足立一丁目七四五番地六、最後の住所福岡県北九州市小倉北区足立一丁目五番一四号
被相続人　亡　谷　千臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日
福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目七番八―二〇二号
相続財産清算人　司法書士　中谷　陽子